参考様式第５－１号

う農農政第２２５００１号
令　和　8　年　11　月　11　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

うるま市長　　中村　正人

市町村名 （市町村コード）	うるま市 （47213）
地域名 （地域内農業集落名）	津堅地区 （津堅）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月6日 （第3回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・津堅地区は、人参や甘しょ、麦を中心とした農業が行われている。
・相続未登記農地が多いため適切な貸借ができず、耕作放棄地の発生要因となっている。
・相続未登記の農地と高齢化等による離農地は、農業を担う者へ集積を図る。
・離島特有の運送費負担が重く、負担軽減策も課題のひとつである。
・かん水設備が行き届いていない。
・水産業には若い人は多いが、農業では若い農家は少ない。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・相続未登記の農地が多いため、農業を担う者への農地集約は、積極的に中間管理機構を利用して進める。
・対象地区内の農地利用は、主に農業を担う者として農業法人に集約を図る。
・現在整備中のかんがい施設完成後は、各品目の生産量が増加することを見込んでいる。
・農産物の加工所があれば、島が活性化する。
・家畜を飼育して、その糞をたい肥化して、農業に生かす。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	83　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

土地改良区域内及びかんがい施設受益地、多面的機能交付金対象地、基盤整備事業対象地に含まれる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、農業法人、地元の農家への集約化を進める。農業法人の組織体制強化も進めたい。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業の活用を基本とする。
（3）基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については、生産振興課が津堅島農業活性化事業に取り組んでいる。また、かんがい施設も整備中である。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
津堅地区で営農している法人組織を中心に育成・強化し、新規就農者についても確保を進める。島外からの就農者についても地域で協議し、前向きに受け入れを検討したい。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。
（6）遊休農地の解消に向けた取組方針
市の遊休農地再生利用・水源対策事業を活用し、遊休農地の再生に取り組むとともに、耕作放棄地の未然防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧麦の加工所の設置を検討する。